志木市高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画



令和6(2024)年度~令和8(2026)年度

基本理念

地域の誰もがいつまでも『生きがい』を持って暮らし 互いに敬い支え合う志木市









高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護 者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供 する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画とも、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされており、併せて本市 が独自に制定している「志木市地域共生社会を実現するための条例」との整合性も図ってまいります。

本計画は「志木市将来ビジョン」及び「志木市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、 「志木市障がい者計画」、「志木市障がい福祉計画・志木市障がい児福祉計画」、「いろは健康21プラン」等 本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

また、埼玉県が策定する「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」との連携を図って策定しています。

計画の期間

令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
			<令和 22 (2040) 年までの見通し>					
志木市高齢者保健福祉計画		志木市高齢者保健福祉計画			志木市高齢者保健福祉計画			
・第8期介護保険事業計画		・第9期介護保険事業計画			・第 10 期介護保険事業計画			
2021~2023		2024~2026			2027~2029			



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、第9期計画に向けた課題から3つの基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標1

高齢者が自ら健康維持と介護予防に 努め、生きがいとふれあいのあふれる 元気なまちづくり



基本理念

地域の誰もがいつまでも 『生きがい』を持って暮らし 互いに敬い支え合う志木市



基本目標2

高齢者が尊厳を持った生活を 送れるまちづくり

基本目標3

高齢者が住み慣れた地域で 生活し続けられるまちづくり

高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり

人生100年時代において、高齢者が生涯現役で活躍し続けられる社会環境を創出するため、高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

高齢者が、できる限り介護が必要な状態(要介護状態)にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者のQOLの向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防の取組を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきいきと生活をするために、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築を図ります。

基本施策

1-1	健康づくり・介護予防の一体的な推進
1 – 2	社会参加と生涯現役の推進
1-3	地域活動への参加と生きがいづくりの促進





フレイルチェックの様子

高齢者が尊厳を持った生活を送れるまちづくり

地域包括ケアシステムの深化・推進を進める地域づくりにより、高齢者が自分らしく生きがいを感じられる地域共生社会の実現を目指します。高齢者あんしん相談センターの機能強化や地域ケア会議を通じて、多様な職種や機関と連携協働し、高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能を強化します。

また、介護が必要になった場合でも、適切に介護保険サービスを受けられ、医療との連携により継続的に 生活を送ることができるよう、支援体制の強化など高齢者の地域での生活を支える重層的な支援体制を推進 します。

地域リハビリテーション支援体制の構築推進のため、関係団体等と協力して取組を検討してまいります。 さらに、一人暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも在宅生活が継続できるよう、高齢者のニ ーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持った生活を送れるよう、権利擁護・虐待防止の推進、認知症施策の推進を図れるよう、関係機関がそれぞれの役割を担い、適切な連携を取ります。

基本施策

2 – 1	相談・支援体制の強化
2-2	権利擁護・虐待防止の推進
2-3	在宅生活の継続支援
2-4	認知症施策の推進



小学校での認知症サポーター 養成講座の様子

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるまちづくり

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、本人だけではなく、 家族など高齢者を取り巻く状況の変化に応じた生活支援体制整備の充実や、住まいや移動手段のバリアフリ 一化を図ります。

また、居宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

また、介護を必要とする方だけでなく、その家族への支援を行い、在宅介護の充実を図るとともに、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の推進も含め、在宅医療と介護の一体的な提供体制を構築します。

基本施策

3 – 1	安全・安心の生活環境と住まいの整備
3 – 2	在宅医療・介護連携の推進
3 – 3	介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの向上

移動スーパーでの 買い物の様子





第9期の介護保険料について

【第9期の介護保険料】

所得段階別の保険料率は、第8期計画では13段階の設定としていました。第9期計画においては負担の公平性及び低所得者への配慮を考慮し、13段階をさらに細分化して17段階に変更し、また第1段階から第3段階の保険料率については、従来どおり公費負担による独自の引き下げを行っています。

(参考)

【算定に関する第8期計画との変更点】

第9期の給付額等の算定に関しては、被保険者数 や認定者数、サービス基盤の整備による影響額に 加え、制度改正による以下の要素を考慮しています。

- 介護報酬改定の影響 (全体で1.59%の増)
- 特定入所者介護サービス費の見直し

保険料 段階	対象者	保険料率	月額	年額
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.26 (0.43)	1, 479 円	17, 800円
2	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入等が 80 万円超 120 万円 以下の人	0.46 (0.66)	2,617円	31,400円
3	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入等が 120 万円を超える人	0.67 (0.675)	3,812円	45,700円
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額+ 課税年金収入等が80万円以下の人		5, 121円	61,500円
5	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額+ 課税年金収入等が80万円を超える人	1.00	5,690円	68,300円
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 120 万円未満の人	1.20	6,828円	81,900円
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	7,397円	88,800円
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	8,535円	102,400円
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満の人	1.70	9,673円	116,100円
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満の人	1.90	10,811円	129,700円
11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満の人	2.10	11,949円	143,400円
12	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満の人	2.30	13,087円	157,000円
13	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 720 万円以上 820 万円未満の人	2.40	13,656円	163,900円
14	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 820 万円以上 920 万円未満の人	2.50	14, 225 円	170,700円
15	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 920 万円以上 1,020 万円未満の人	2.60	14, 794 円	177,500円
16	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額1,020万円以上1,120万円未満の人	2.70	15, 363 円	184, 400 円
17	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 1,120 万円以上の人	2.80	15,932円	191, 200円

※かっこ内の数字は、公費による軽減前の料率です。

【志木市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 概要版】令和6(2024)年3月発行

発行:志木市

編集:志木市福祉部長寿応援課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号 TEL:048-473-1111(代表) / FAX:048-471-7092

